

たけのこ管理計画

1 出荷制限を解除する範囲

栃木県大田原市において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

2 対象区域

栃木県大田原市（薄葉竹林1（大田原市薄葉680-1、681、1255-1、1258-1））

栃木県大田原市（奥沢竹林1（大田原市奥沢689-2））

栃木県大田原市（佐久山竹林1（大田原市佐久山2586-1、2589））

栃木県大田原市（桧木沢竹林1（大田原市桧木沢1258））

3 検査計画

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、出荷期間中は1週間に1検体を原則としたモニタリング検査を行う。

4 出荷管理等

(1) 出荷管理

栃木県は大田原市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とする。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は大田原市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

(2) 生産指導の実施

栃木県は大田原市と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

(3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び大田原市は、大田原市内で安全性が確認されていない区域からたけのこ

が出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び大田原市は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び大田原市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は大田原市と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

(5) 関係者への周知

栃木県は大田原市と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。

生産者台帳

品目名

○○事務所

栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	①生産者台帳の整備に要する情報提供 ②適正な商品表示 ③モニタリング検査への協力 ④栽培記録の保存及び必要に応じた提出	①出荷記録の保存・必要に応じた提出
流通・販売者	①栽培計画・出荷計画の確認	①出荷制限・自粛品の排除 ②モニタリング検査結果の確認 ③商品表示内容の確認 ④集出荷・販売記録の保存 ⑤出荷先への周知
大田原市	①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導（県と協調）	①出荷制限情報の周知 ②巡回指導（市内出荷拠点） ③ネット販売等の監視（適宜）
栃木県	①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導 ④モニタリング検査の実施 ⑤適切な表示の確認 ⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導	①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供 ②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA） ③ネット販売等の監視（適宜）